

株主と会社の距離

遠い



近い

株主は議決権を行使するか？

行使しない



行使する

かつての伝統的な証券制度における上場企業
(1999年9月30日以前)

現行の証券制度における上場企業
(1999年10月1日以降)

株式が譲渡可能な
非上場企業

株式が譲渡不可能な
非上場企業

「所有と経営の分離」が徹底している。
株主は会社が清算されるまで株式を所有するつもりは全くない。
極端なことを言えば、株式に議決権はなくてもよい。
極端なことを言えば、株主総会は開催する必要はない。

敢えて表現するならば、「株式市場に上場している非上場企業」(いわゆる非上場企業の側面が強いのだが株式自体は株式市場に上場している状態)と言えるであろう。

投資家の立場から見ると、株式市場は「株式の取引を行うことができる可能性を高めることのみ」を目的として存在している。
投資家が株式市場で株式の取引を行うことそれ自体にはあまり大きな意味はない。

所有と経営が一致しているとは限らないが、基本的には、株主は議決権を行使することを前提に株式を取得する。また、株主は会社が清算されるまで株式を所有し続けるとは限らないが、実務上は会社が清算されるまで株式を所有し続けることが多い。

所有と経営が一致しているとは限らないが、株主は議決権を行使することを前提に株式を取得する(会社に出資をする)。また、株主は会社が清算されるまで株式を当然に所有し続ける。

会社を清算しないことが前提。

会社を清算することが前提。

会社を清算することが前提。

会社を清算することが大前提。